

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。〕

「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」の一部改正について

下記のとおり、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令を一部改正する予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」の一部改正について

2. 対象品目

消費生活用製品（「乳幼児用ベッドガード（主として家庭において出生後 60 か月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用することを目的として設計した柵その他の器具）」、「ベビーカー（主として家庭において出生後 36 か月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車）」及び「乗車用ヘルメット（自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る）」）

3. 趣旨及び目的

消費者の安全確保が困難となる事態が生じつつあること等を踏まえ、令和 6 年 6 月に製品安全 4 法を改正し、「子供用特定製品」という枠組みを設けた。これを受け、近年の事故状況を鑑み、当該省令において、主に以下の措置を講ずるもの。

また、既に「特定製品」に指定されている乗車用ヘルメットについて、令和 6 年 1 1 月に施行された改正道路運送車両法施行規則の内容に加え、日本産業規格 T 8 1 3 3（以下「J I S T 8 1 3 3」という。）が改正され令和 8 年 3 月に公示される予定となったことに伴い、当該省令にて所与の措置を講ずる。

なお、政令の施行の日から、乳幼児用ベッドガードは 1 年間、ベビーカーは 2 年間の経過措置期間を設ける。

- ・乳幼児用ベッドガードが満たすべき技術基準及び表示すべき使用に関して注意を促すための文言等を定める。
- ・ベビーカーが満たすべき技術基準及び表示すべき使用に関して注意を促すための文言等を定める。
- ・乗車用ヘルメットについて、J I S T 8 1 3 3 の名称を最新の名称に改めるとともに、原動機付自転車及び自動二輪車に係る規定について、令和 6 年に施行された改正道路運送車両法施行規則に基づき車両区分の変更を行う。

4. 公布予定 令和 8 年 4 月

5. 施行予定 令和 8 年 6 月

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

TEL 03-3501-4707 (内線 4301)

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後